

索道の運行・管理に関する行政評価・監視

【北海道運輸局からの回答】

当局が平成16年11月5日、北海道運輸局に対し行った「索道の運行・管理に関する行政評価・監視」の所見表示により、次のように改善されることとなりました。

北海道運輸局では、文書により管内の全索道事業者に対して、索道施設の点検・検査及び運転取扱い等の適切な実施を図るため、安全管理に係る自主点検の実施を指示しました。（「安全管理体制の点検について」（平成16年11月25日付け、鉄道部長から道内全索道事業者あて等）

また、年末年始の輸送等の安全総点検の期間において7社について点検状況等の査察を行う予定となっています。

* 個別の通知事項に対する改善措置は、次のような内容となっています。

1 整備細則及び運転取扱細則の規定内容の見直し、届出の励行

細則内容の不整合等細則内容が不適切なものについては・・・



細則と運転取扱い又は施設との整合状況、細則と運転・整備記録簿との整合状況について、索道事業者に対し自主点検を指示しました。

細則の見直し及び細則の変更を行う場合の届出については・・・



各細則の届出状況について、索道事業者に対し自主点検を指示しました。

また、今後とも不適切事例の周知などをより積極的に行い、法令の遵守や細則整備の重要性を再認識させる等、索道事業者の自主的な取組みが一層充実するよう指導を行うこととしています。

2 索道施設の検査・点検の適切化

検査・点検の実施状況については・・・



始業点検の状況（実施・記録及び索道技術管理者による確認）、検査の状況（試運転を含む定期検査・臨時検査の実施・記録・記録の保存及び索道技術管理者による確認）について、索道事業者に対し自主点検を指示しました。

維持管理の状況等については・・・



索道施設の整備状況について、索道事業者に対し自主点検を指示しました。

また、今後とも検査・点検の確実な実施、不良箇所の適切な整備、検査結果等の記録・保存などについて索道技術管理者の役割を十分認識し適切に実施するようあらゆる機会を通じて指導を行うこととしています。

3 運行管理等の適切化

運行管理の状況及び教育・救助訓練の状況については・・・



平成16年10月に経営者及び事業管理責任者の安全意識の啓蒙を図るための講習会を開催して、運行管理の充実・強化、教育訓練等の充実及び職員の安全意識、危機管理意識の高揚を図るよう指導を行っているほか、教育訓練の実施及び記録について、索道事業者に対し自主点検を指示しました。

また、今後とも索道の安全運行を確保し事故対策の充実を図る観点から研修会や保安監査などの機会を通じて指導の一層の徹底を図ることとしています。

4 保安監査の実施効果の確保

保安監査で索道事業者に指摘した事項の改善や再発防止については・・・



改善報告の際の確認を充実するとともに、適宜、立入調査などによりフォローアップを行い再発の防止に努めることとしています。

索道事業者全般に類似の不適切事例があるとみられる事項については・・・



前年度の保安監査において改善指示した事項等を取りまとめて、索道事業者に周知し、自主点検の実施により改善を図るよう指示しました。

また、今後とも索道事業者に対する指導監督の充実を図る観点から保安監査等を通じて事業者の実態把握に努め、得られた情報をもとに指導の一層の徹底を図ることとしています。